明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

様式第6号の3(1)　（裏面）

〔注意〕

1　この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の２の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の２の特例における関係子会社（以下単に「関係子会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。

2　①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。

3　③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。

4　④欄及び⑩欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。

5　⑤欄及び⑪欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。

6　Ｂ欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。

7　⑮欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第４の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。

8　⑯欄には、⑮欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。

9　⑰(ｲ)欄並びに⑱(ﾎ)、(ﾍ)、(ﾇ)、(ﾙ)及び(ﾖ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。

10　⑰(ﾆ)欄には、⑰(ﾊ)欄の数に⑯欄の除外率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑰(ﾊ)欄の数から控除した数を記載すること。

11　⑱欄及び⑲欄の（　）内には、内数として、本年６月１日以前１年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。

11－２　⑱(ﾚ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。

①平成27年６月２日以降に雇い入れられた者であること

②平成27年６月２日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

12　⑰(ﾊ)及び(ﾆ)欄、⑱(ﾘ)、(ｶ)及び(ｿ)欄並びに⑲欄には、小数点以下第１位まで記載すること。

13　⑳欄には、小数点以下第３位を四捨五入した数を記載すること。

14　㉑欄には、⑰(ﾆ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑲欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第１位まで記載すること。）。ただし、その数が０を下回る場合は、０を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。